改正後	改正前
４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［表］ （※）令和７年10月１日時点において存続するもの ②～⑥　［略］ ⑵～⑹　［略］ ４－１－２　［略］ ４－２　［略］ ５～11　［略］	４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［表］ （※）令和７年６月１日時点において存続するもの ②～⑥　［同左］ ⑵～⑹　［同左］ ４－１－２　［同左］ ４－２　［同左］ ５～11　［同左］

機関	法律の規定
［略］	［略］
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
［略］	［略］
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２
［同左］	［同左］
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省告示第百三十八号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）第一条の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第十二号（産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 ［表］	**別表** ［表］

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
（略）	（略）

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
（略）	（略）